○関東地方整備局告示第三百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	さくら市馬場字大明内一一八三番一から同市馬場字川崎道西一三三一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月一日

○関東地方整備局告示第三百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百五十四号	東京都文京区大塚一丁目六一番二から同区大塚一丁目五六番九まで	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月一日

○近畿地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	赤穂市東有年字城屋一一九四番一から同市東有年字城屋一九三三番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月三十一日

○近畿地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
姫路市安富町安志字龍宮一〇五五番四から同市安富町安志字山根八七七番一まで	前	八・七〇～一八・〇〇メートル	〇・〇九九キロメートル
	後	一二・二〇～一八・六〇メートル	〇・〇九九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	姫路市安富町安志字龍宮一〇五五番四から同市安富町安志字山根八七七番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月三十一日

○近畿地方整備局告示第百七十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月三十一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人なら建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	細川　勝久、平石　好成

(2)　変更年月日

平成二十四年八月十日

○近畿地方整備局告示第百七十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月三十一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社兵庫確認検査機構